



▲ 第1回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会

## 小委員会での審議が始まりました

十勝中央合併協議会に設置された3つの小委員会が、開催されています。

「新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会」は3月30日に、「地域自治組織等小委員会」は4月9日に、ともに第1回の会議を開催しました。

「新町建設計画小委員会」は、4月16日に、第4回の会議を開催しています。



▲ 第1回地域自治組織等小委員会



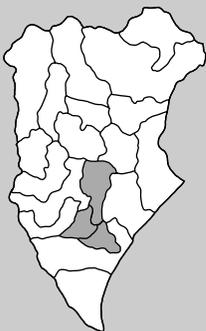
▲ 第4回新町建設計画小委員会

## 町民税・固定資産税など地方税の 税率は現行のとおりと決定

第4回十勝中央合併協議会が、4月23日、幕別町札内福祉センターで開催されました。この日は、前回提案された「地方税の取扱いについて」の協議が行われ、提案のとおり「3町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、合併時まで調整する・合併時に統合する・合併時に再編する」等の調整方針が決定されました。

### もくじ

協議項目	2～4 ページ
条例・規則等の取扱い	
地方税の取扱い	
公共的団体等の取扱い	
補助金・交付金等の取扱い	
防災関係事業の取扱い	5 ページ
協議会における質疑応答	
合併協定項目と事務事業の 関係について	5 ページ
住民アンケート調査結果の 概要について	6～11 ページ
小委員会報告	12 ページ
会議予定等	12 ページ



第5号 2004.5.1発行 PARK GOLF 幕別町



更別村



忠類村

# 十勝中央合併協議会だより

編集・発行 十勝中央合併協議会事務局 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222  
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

ホームページ<http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/> Eメール[tokachichuo-gappei@north.hokkai.net](mailto:tokachichuo-gappei@north.hokkai.net)

## 第4回協議会での協議



第4回十勝中央合併協議会では、3つの小委員会の報告のあと、協議項目の「地方税の取扱いについて」と、「条例・規則等の取扱いについて」が協議され、提案のとおり決定されました。また、次回に協議する項目として「公共的団体等の取扱いについて」「補助金・交付金等の取扱いについて」「防災関係事業の取扱いについて」の3項目の提案と説明が行われました。

### 決定した協議項目

協議項目 14	条例・規則等の取扱い
	<p>条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの</li> <li>2 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</li> <li>3 合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの</li> </ol>

### 解説

◎**条例・規則等の数**⇒幕別町～685本、更別村～440本、忠類村～384本

◎**各項目の例**⇒1～合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。(事務所の位置を定める条例、休日を定める条例など) 2～合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。暫定措置として、その地域に施行されていた条例・規則等を新町の条例・規則として施行させる場合 3～町長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの。新町発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し施行させるもの。(名誉町民条例、表彰条例など)

◎**町長職務執行者とは**⇒新設合併の場合、新しい町長は選挙で選ばれることになり、それまでの間は、合併関係町村の長の中から、あらかじめ協議で定められた者が、町長職務執行者としてその職務を執行することとなります。

◎**専決処分とは**⇒本来議会において議決、決定すべき事件について、特定の場合に、市町村長が議会にかわってその事件を処分することを言います。特定の場合のうち、新町の議会がまだ成立していない場合で必要と認められる場合は、「町長職務執行者は専決処分により新しい条例を制定し、長の権限に属する規則を制定し、施行することができる。」とされています。

協議項目	10	地方税の取扱い
<p>3町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時まで調整する。</li> <li>2 個人町民税の減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</li> <li>3 法人町民税の減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li> <li>4 鉱産税については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</li> <li>5 特別土地保有税の免税点については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li> <li>6 入湯税については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、課税免除については、合併時に再編する。</li> <li>7 申告受付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> </ol>		

## 解 説

- ◎**差異のない税率**⇒次の地方税の税率は、3町村(鉱産税は2町村)とも同じです。個人町村民税、法人町村民税、固定資産税、軽自動車税、町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税
- ◎**納期**⇒差異のある納期は次のとおりです。「合併時まで調整する」とするものです。

地方税の種類	幕別町	更別村	忠類村
個人町村民税 (普通徴収)	1期 6/16~ 6/30	1期 6/11~ 6/30	1期 6/ 1~ 6/30
	2期 8/16~ 8/31	2期 8/11~ 8/31	2期 8/ 1~ 8/31
	3期 10/16~10/31	3期 10/11~10/31	
	4期 12/ 1~12/25	4期 12/ 1~12/20	
固定資産税	1期 6/16~ 6/30	1期 7/11~ 7/31	1期 9/ 1~9/30
	2期 8/16~ 8/31	2期 9/11~ 9/30	2期 11/ 1~11/30
	3期 10/16~10/31	3期 11/11~11/30	
	4期 12/ 1~12/25	4期 1/11~ 1/31	
軽自動車税	6/16~ 6/30	5/11~ 5/31	5/ 1~ 5/31

- ◎**個人町村民税の減免**⇒個人町村民税の減免については、3町村共通で、①生活保護法の規定による保護を受ける者 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 学生及び生徒、幕別町と忠類村で、前各号に掲げる者のほか特別の事情がある者、と定められていることから、「幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する」とするものです。
- ◎**法人町村民税の減免**⇒法人町村民税の減免については、3町村共通で、民法第34条の公益法人、更別村と忠類村で、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人、幕別町で、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人(収益事業を行うものを除く) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体(収益事業を行うものを除く)、幕別町と忠類村で、前各号に掲げるもののほか特別の事情があるもの、と定められていることから、「幕別町の例により、合併時に統合する」とするものです。

- ◎**鉱産税**⇒幕別町と忠類村に鉱産税の規定があり、更別村に規定がないため「幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する」とするものです。
- ◎**特別土地保有税の免税点**⇒免税点は、幕別町が都市計画法の適用を受けて5,000㎡、更別村と忠類村が適用を受けないことから10,000㎡となっています。幕別町は、都市計画区域を有していることから、「幕別町の例により、合併時に統合する」とするものです。
- ◎**入湯税**⇒税率については、3町村共通で、一般入湯客、宿泊150円、日帰り70円、幕別町で、修学旅行の学生生徒、宿泊100円、日帰り50円、湯治客(療養のため7日以上宿泊する者)100円、と定められていることから「入湯税については、幕別町の例により、合併時に統合する」とするものです。  
課税免除については、3町村共通で、①12歳未満の者 ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者、幕別町で、③保健衛生上の見地から単に入湯する者、忠類村で、④村長が特に必要と認めた者、更別村で、⑤長期療養者を対象として設けられている僻すう地の簡素な温泉旅館において入湯する長期湯治客等 ⑥地域住民の福祉の向上を図るため、市町村等がもつばら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者 ⑦自炊用の簡素な施設、もつばら日帰り客の利用に供される施設、その他これらに類する施設で、その利用料金が一般の鉱泉浴場における通常の料金に比較して、著しく低く定められているものにおいて入湯する者 ⑧学校教育上の見地から行われる行事の場合において入湯する者、と定められており、「課税免除については、合併時に再編する」とするものです。

- ◎**申告受付**⇒所得税申告期間の受付を、現行のとおり次の会場で行うこととするものです。
  - ① 幕別町役場・幕別町役場札内支所
  - ② 更別村役場
  - ③ 忠類村コミュニティセンター

## 提案・説明された協議項目

次回の協議会で、協議されます。

協議項目 17	公共的団体等の取扱い
<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</li> <li>2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。</li> <li>3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</li> </ol>	

### 解説

◎公共的団体とは⇒「公共的団体とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよい。」とされています。

◎公共的団体として協議の対象としたもの⇒協議の対象とした公共的団体は次のいずれかに該当する団体です。3町村合わせて、約120団体になります。

- (1)団体の設置について、町村が関与(補助)しているもの (2)町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの (3)町村の事業について大きく関与しているもの

協議項目 18	補助金・交付金等の取扱い
<p>補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 3町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。</li> <li>2 3町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。</li> <li>3 整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。</li> </ol>	

### 解説

◎補助金・交付金等の種類⇒3町村で交付されている補助金・交付金等には、事業補助と団体補助があり、その中でも国や道の補助制度に基づくものと町村単独のものに分けられ、更に、3町村同一あるいは同種のものと同町単独のものがあります。

協議項目 22-2	防災関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議については、新町において設置する。</li> <li>2 地域防災計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</li> <li>3 相互応援協定等については、関係団体と協議のうえ新町において調整する。</li> <li>4 防災行政無線については、現設備を新町に引き継ぐものとする。</li> </ol>	

### 解説

◎防災会議の設置⇒市町村の地域防災計画の作成と、その実施のために、町村長を会長とする防災会議が3町村ともに設置されています。法律で設置が義務づけられており、「新町において設置する」とするものです。

◎地域防災計画⇒3町村ともに策定されています。法律で策定が義務づけられており、「新町において策定する」とするものです。なお、新計画が策定されるまでの間の災害に対応するため、それぞれの町村の地域防災計画を「新町に引き継ぎ運用する」とするものです。

◎災害時の相互応援協定等⇒3町村ともに、災害時の医療救護活動と、北海道及び市町村相互の応援に関する2つの協定を結んでいます。幕別町においては、町内郵便局、町商工会、パークゴルフネットワークとも協定を結んでいますので、「新町において調整する」とするものです。

◎防災行政無線⇒更別村及び忠類村に防災行政無線が設置され、運用されていますので、「現設備を新町に引き継ぐ」とするものです。

## ◇協議会における質疑応答の要旨◇

**渡辺委員(更別村)**～合併時とは17年3月31日の知事への申請期限を言うのか、新町誕生の日か。

**事務局**～今後、合併の期日が定められることになり、それが、合併時ということになる。

**赤津委員(更別村)**～補助金・交付金等の件で、財政シミュレーションが示されなければ、一つになったとしても、結果でどうなるかでて来ないわけで、一本化といっても難しいと思うが。

**事務局**～それぞれの事務事業を見直して、協定項目を作りながら、その前提で財政シミュレーションを組み立てていくということになると思う。

**会長**～検討の作業に合わせて財政シミュレーションも進めていくが、一面では、団体が、どのような形で今後活動していくか、あるいは、今まで活動してきた経緯、統合することの是非を含めて検討されていくことも一つの手法であり、補助金もそれらを見据えた中で協議させていただきたいと思う。

**渡辺委員(更別村)**～「独自の目的を持った団体は、現行どおりとする」という調整方針だが、今の時代に合わないもの、改革しなければならないものが出てくると思う。行革的な考え方も含めた場合に、この調整方針というのはどうか。

**会長**～3町村が一つになることで、行革の考え方のほかにも、色んな角度から見て、統合できるものは統合して、独自のものは独自でいく、どうしても一本化できないものが出てくる可能性もあり、そういったものは、現行のまま残していかにざるを得ないのではないかとということだ。必ずしも、今あるものを全部残していくという意味ではない。

**渡辺委員(更別村)**～防災の応援支援協定の件だが、南十勝消防と東十勝消防が一つになる町にあるわけだが、消防の連携や防災の関係、協力体制はどのように考えているのか。

**会長**～消防関係については、消防事務組合が違っている。これらは、分科会の中で協議が今進められており、それらの状況を踏まえていきたいと思う。また、十勝圏複合事務組合でも防災関係、消防事務組合の一元化などということも課題として協議が進められている。そういうことを踏まえた中で、事務組合の体制とともに、こうした防災体制も必然的に変わり、それぞれの区域ができてくると思っている。

**江本委員(更別村)**～Aランクでも重要なものについては年内に決めて、できる限り住民に情報提供して、説明していくということでよいか。あと細かな問題については、17年3月31日以降、新町の誕生する日、合併の期日までに決めるという解釈でよいか。

**事務局**～そのとおりと理解をしている。

## 合併協定項目と事務事業の関係について

合併協定項目は、合わせて45項目になり、調整が必要な事務事業は約1,400あります。そのうち住民生活に関わりが深く、協議会で決定することとしたAランクが約450あります。

45の合併協定項目は1,400の事務事業を集約したもので、それぞれの事務事業は、必ずいずれかの協定項目に含まれることとなりますが、事務事業によっては、いくつもの協定項目に重なって含まれる場合もあります。

このことから、協議される合併協定項目の表現は、場合によってはいくつかの事務事業に共通する表現にならざるを得ないことになり、大枠の方向性として、例えば、「合併時まで調整する」「調整に努める」「制度の統一化に向けて調整する」などの表現を使う合併協定項目が出てきます。

しかし、住民の皆さんには、身の回りのサービスや負担等にかかる、Aランクの事務事業が合併によってどうなるかが、一番の関心事であることから、今後、協議会において、大枠の調整内容が決定された項目から順に、早い時期に、事務事業個々の調整の具体的な内容を決めて、協議会に報告したうえで、住民の皆さんにお知らせしていくこととしております。

事務事業個々の調整日程については、分科会、専門部会、幹事会の順に協議を積み上げなければならないことや、相手のある場合もあり明確にはできませんが、Aランクの事務事業については、年内を目標に取りまとめて、住民の皆さんの判断材料としてご報告する予定としております。

# 住民アンケート調査結果の概要について

2月に3町村の住民の皆さんにご協力をお願いしました住民アンケートについて、調査結果が報告されました。

## 1. 調査の概要

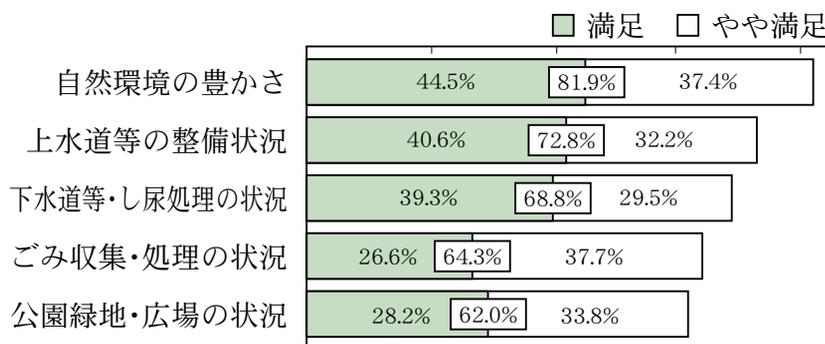
平成16年2月に、3町村の18歳以上の住民3,000人を無作為抽出して実施し、多くの皆さんにご協力をいただきました。調査対象人数、回収率等は次のとおりです。

	配布数	回収数	回収率
幕別町	2,056	886	43.1%
更別村	581	262	45.1%
忠類村	363	217	59.8%
居住地不明	—	16	—
合計	3,000	1,381	46.0%

## 2. お住まいの町村の満足度

24項目の設問ごとの満足度を答えていただきました。回答の上位5項目についてお知らせします。

### 満足度の高いもの（3町村合計）



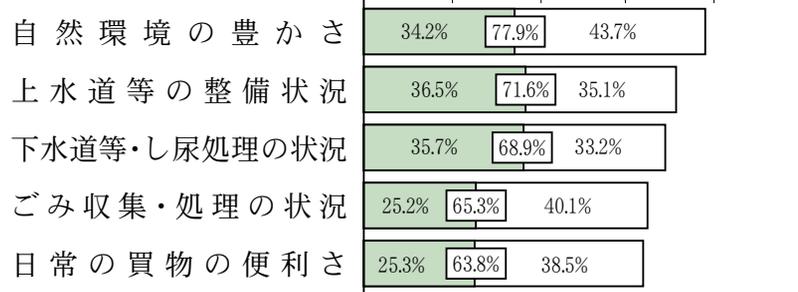
居住している町村の施設やサービス、環境についての満足度は、「自然環境の豊かさ」が最も高く、満足、やや満足を合わせて81.9%、次いで「上水道等の整備の状況」が72.8%、「下水道等・し尿処理の状況」が68.8%、さらに「ごみ収集・処理の状況」、「公園緑地・広場の状況」が60%強で続いています。

### 満足度の高いもの（町村別）

#### 幕別町

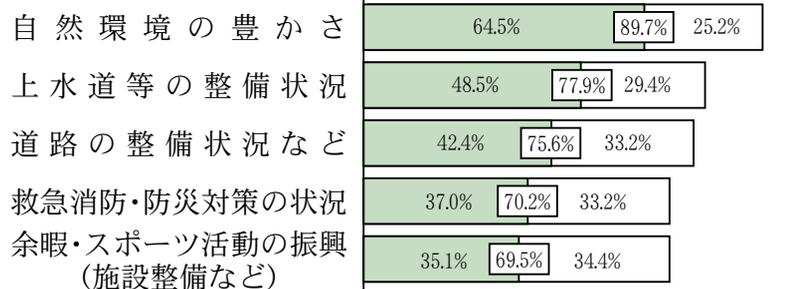
町村別では、3町村とも、1番目は「自然環境の豊かさ」、2番目は「上水道等の整備の状況」で共通しており、いずれも70%以上と高くなっています。

3番目以降は、幕別町では「下水道等・し尿処理の状況」、次いで「ごみ収集・処理の状況」「日常の買物の便利さ」となっています。



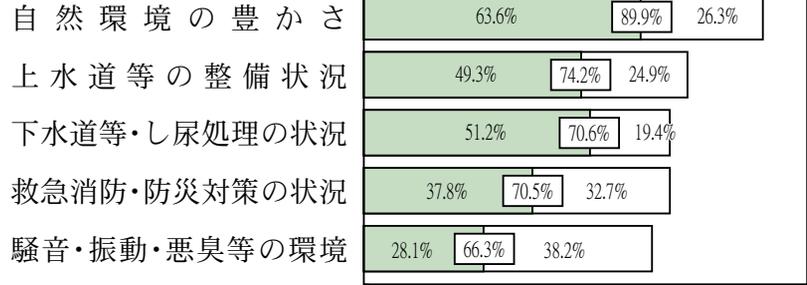
#### 更別村

更別村は「道路の整備状況など」「救急消防・防災対策の状況」「余暇・スポーツ活動の振興（施設整備など）」となっています。



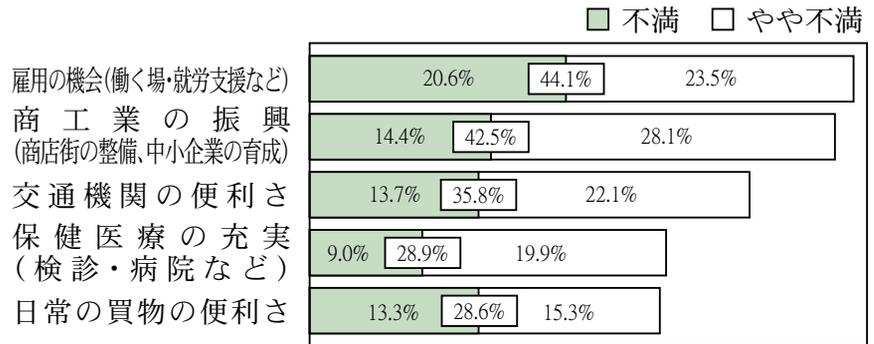
### 忠類村

忠類村は「下水道等・し尿処理の状況」、「救急消防・防災対策の状況」、「騒音・振動・悪臭等の環境」が高くなっています。



### 満足度の低いもの (3町村合計)

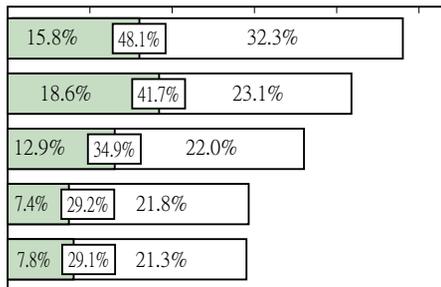
また、満足度の低いものは、「雇用の機会(働く場・就労支援など)」が44.1%と最も高く、次いで「商工業の振興(商店街の整備、中小企業の育成)」が42.5%、「交通機関の便利さ」が35.8%と高くなっています。



### 満足度の低いもの (町村別)

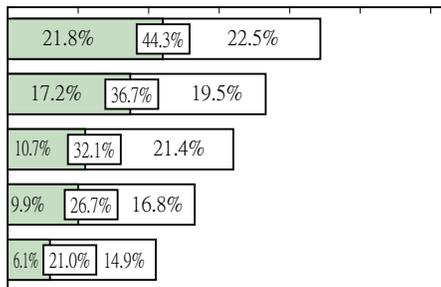
#### 幕別町

商工業の振興(商店街の整備、中小企業の育成)  
雇用の機会(働く場・就労支援など)  
交通機関の便利さ  
観光の振興(まつり・イベントの充実)  
道路の整備状況など



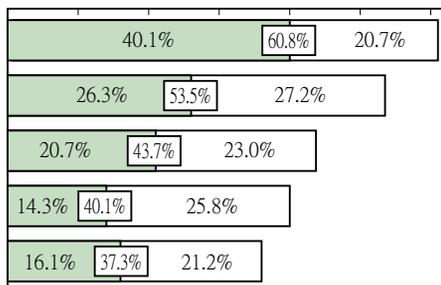
#### 更別村

雇用の機会(働く場・就労支援など)  
日常の買物の便利さ  
交通機関の便利さ  
商工業の振興(商店街の整備、中小企業の育成)  
保健医療の充実(検診・病院など)



#### 忠類村

日常の買物の便利さ  
雇用の機会(働く場・就労支援など)  
交通機関の便利さ  
商工業の振興(商店街の整備、中小企業の育成)  
保健医療の充実(検診・病院など)



町村別にみると、幕別町は「商工業の振興(商店街の整備、中小企業の育成)」が最も高く、次いで「雇用の機会(働く場・就労支援など)」、「交通機関の便利さ」などとなっています。

更別村、忠類村では「雇用の機会(働く場・就労支援など)」と「日常の買物の便利さ」が1番目と2番目を占めており、次いで「交通機関の便利さ」、「商工業の振興(商店街の整備、中小企業の育成)」、「保健医療の充実(検診・病院など)」が高い割合を示しています。

### 3. 合併により期待すること

#### 期待すること (3町村合計)

12項目の設問から、3つまで選んでいただきました。回答の上位5項目についてお知らせします。

「幕別町・更別村・忠類村が合併するとしたらどんなことを期待できるか」との設問については、「町長・村長等の特別職職員・議員の人数の削減などのほか効率的な行政運営による経費の節減ができる」が最も高く57.7%で、次いで「基幹産業が農業という3町村共通の施策が合体し、十勝有数の農業王国を築くことができる」が35.8%、「各地の地域資源を連携することにより、観光・交流活動を活性化することができる」28.1%、などとなっています。



町長・村長等の特別職職員・議員の人数の削減などのほか効率的な行政運営による経費の節減ができる。

基幹産業が農業という3町村共通の施策が合体し、十勝有数の農業王国を築くことができる。

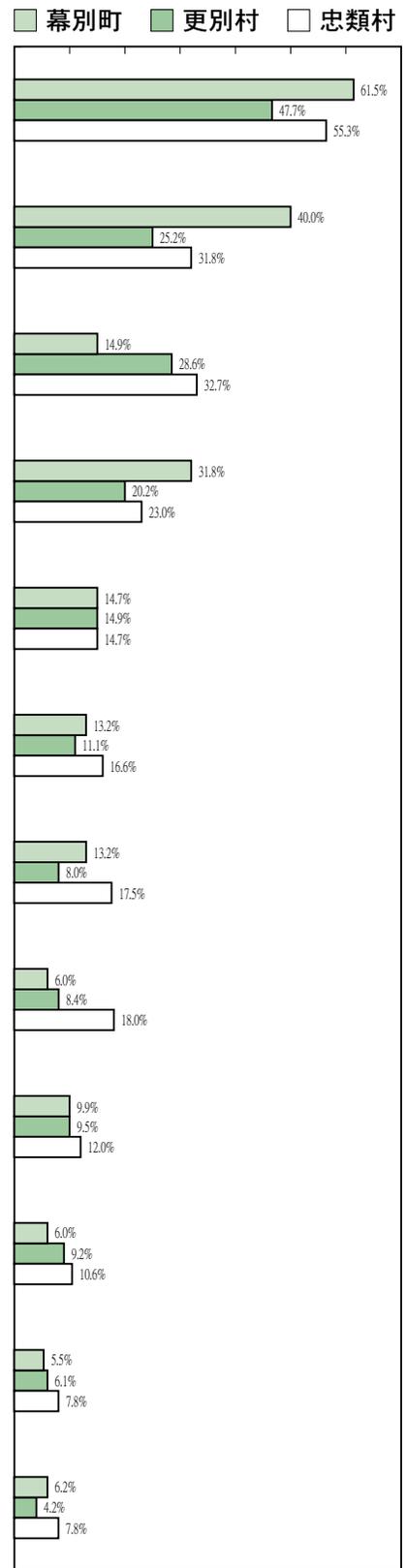
各地の地域資源を連携することにより、観光・交流活動を活性化することができる。

自立するよりは、少子高齢化と財政悪化が改善される。

行政が主体性をもって、独自の施策を実施し、地方分権に対応ができる。

#### 期待すること (町村別)

町村別にみると、1番目は、3町村とも①「町長・村長等の特別職職員・議員の人数の削減などのほか効率的な行政運営による経費の節減ができる」をあげています。2番目は、幕別町では②「基幹産業が農業という3町村共通の施策が合体し、十勝有数の農業王国を築くことができる」、更別村と忠類村では、③「自立するよりは、少子高齢化と財政悪化が改善される」となっています。3番目は、幕別町では④「各地の地域資源を連携することにより、観光・交流活動を活性化することができる」、更別村と忠類村では、②の項目があがっています。また、忠類村では、他町村では低い順位の、⑧「今よりも専門的な知識・技術を持った職員の確保・育成が図れる」が5番目になっています。



⑧ 十勝中央合併協議会だより

#### 4. 合併により心配されること

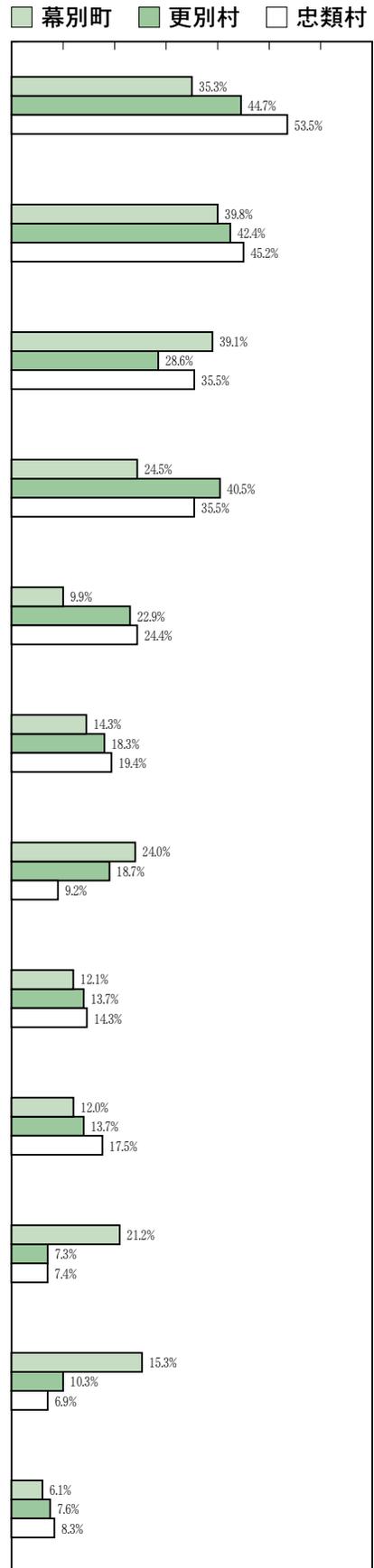
##### 心配すること (3町村合計)

12項目の設問から、3つまで選んでいただきました。回答の上位5項目についてお知らせします。

「幕別町・更別村・忠類村が合併するとしたら、心配されることは何ですか」との設問については、「行政サービスが低下したり、料金があがったりする」が41.0%、次いで、「合併後の中心地域と周辺地域の格差が拡大する」が40.0%、「公共料金など住民負担が増加する」が36.6%などとなっています。



- ① 合併後の中心地域と周辺地域の格差が拡大する
- ② 行政サービスが低下したり、料金があがったりする
- ③ 公共料金など住民負担が増加する
- ④ きめ細かなサービスが受けにくくなる
- ⑤ 役場への距離が遠くなり不便になる
- ⑥ 地域の伝統や文化など個性や特徴が失われる
- ⑦ 公共投資が分散され、まちづくりが遅れる
- ⑧ 地域の連帯感やコミュニティが弱くなる
- ⑨ 議員の数が減り、住民の声が反映されにくくなる
- ⑩ 公共投資の増大により財政が悪化する
- ⑪ 住民感情にわだかまりが生じる
- ⑫ 公共施設の利用などが不便になる



##### 心配すること (町村別)

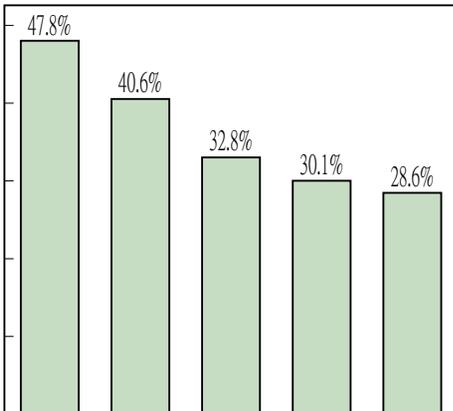
町村別にみると、幕別町では、②「行政サービスが低下したり、料金があがったりする」、③「公共料金など住民負担が増加する」、①「合併後の中心地域と周辺地域の格差が拡大する」の順になっています。また、更別村と忠類村は、この項目のほかに、④「きめ細かなサービスが受けにくくなる」、⑤「役場への距離が遠くなり、不便になる」が高い順位になっています。

## 5. 望ましい新町の姿

### 望ましい姿 (3町村合計)

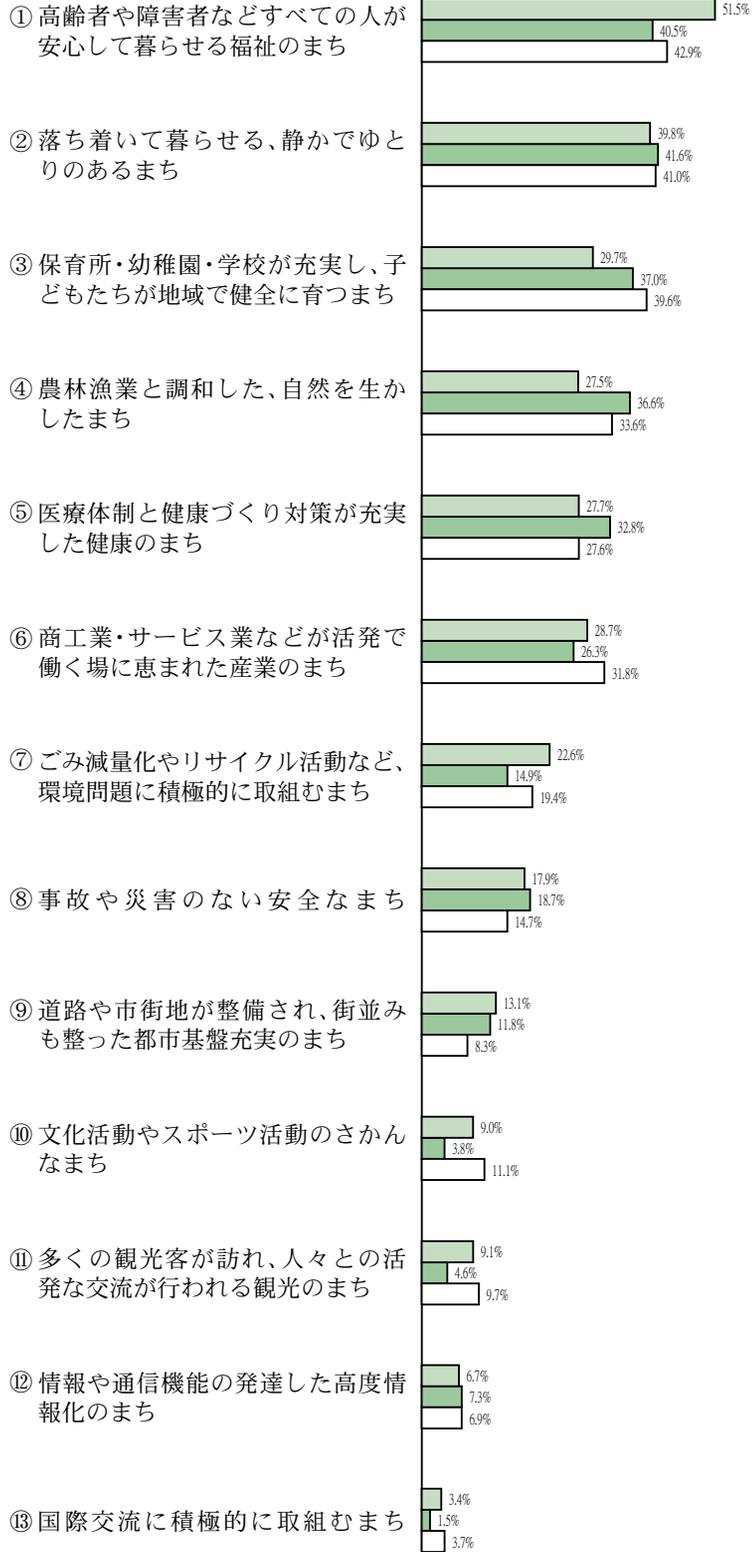
13項目の設問から、3つまで選んでいただきました。回答の上位5項目についてお知らせします。

「幕別町・更別村・忠類村が合併するとしたら、新町の姿は、次のどれが最も望ましいと思いますか。」との設問については、「高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち」が47.8%と最も高く、次いで「落ち着いて暮らせる、静かでゆとりのあるまち」が40.6%、「保育所・幼稚園・学校が充実し、子どもたちが地域で健全に育つまち」が32.8%などとなっています。



高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち  
 落ち着いて暮らせる、静かでゆとりのあるまち  
 保育所・幼稚園・学校が充実し、子どもたちが地域で健全に育つまち  
 農林漁業と調和した、自然を生かしたまち  
 商工業・サービス業などが活発で働く場に恵まれた産業のまち

■ 幕別町 ■ 更別村 □ 忠類村



### 望ましい姿 (町村別)

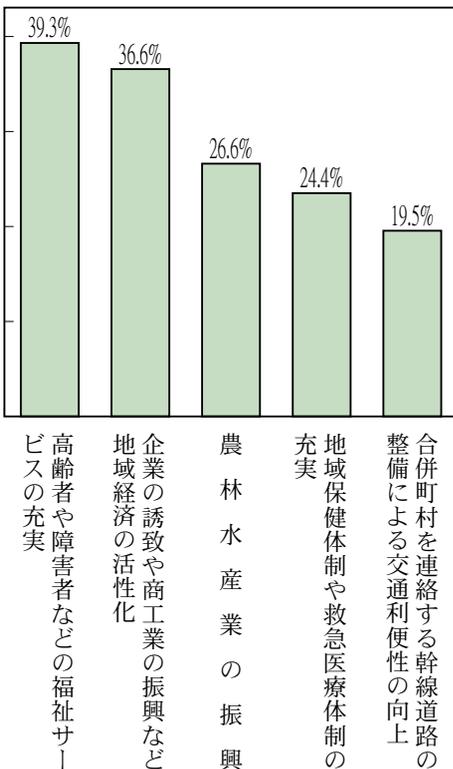
町村別にみると、幕別町と忠類村は3番目まで、全体での順序と同じで、①「高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち」、②「落ち着いて暮らせる、静かでゆとりのあるまち」、③「保育所・幼稚園・学校が充実し、子供たちが地域で健全に育つまち」となっています。更別村は順序が異なりますが、3番目までにあげられている項目は同じです。また、更別村と忠類村は、4番目に④「農林漁業と調和した、自然を生かしたまち」をあげており、更別村では、この他に⑤「医療体制と健康づくり対策が充実した健康のまち」があげられています。

## 6. 新町の重点施策

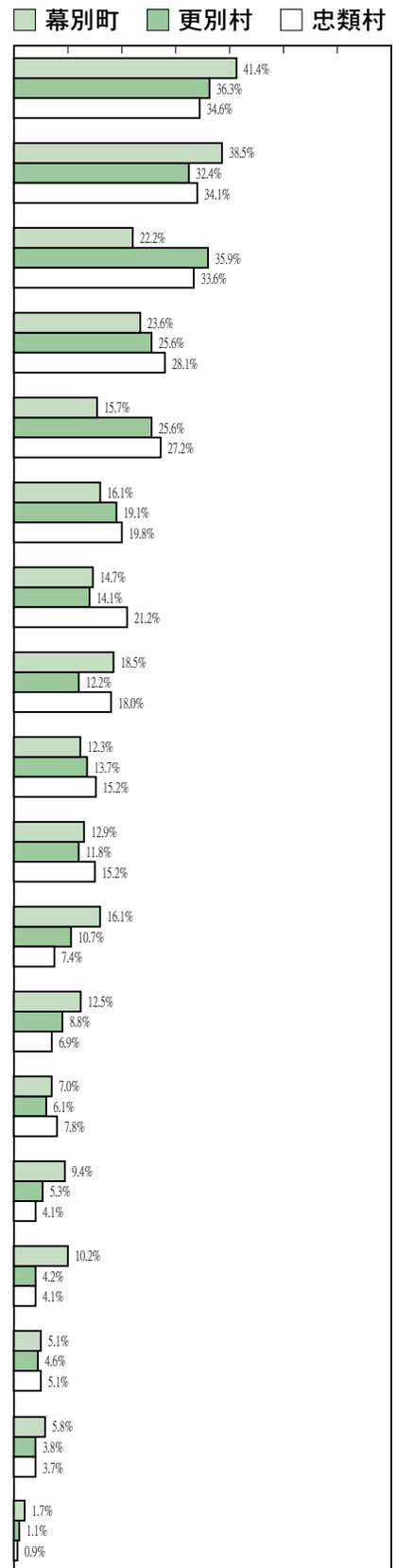
### 重点施策 (3町村合計)

18項目の設問から、3つまで選んでいただきました。回答の上位5項目についてお知らせします。

「幕別町・更別村・忠類村が、新町となった場合、重点的に進めていく施策は何だと思えますか。」との設問については、「高齢者や障害者などの福祉サービスの充実」が39.3%と最も高く、次いで「企業の誘致や商工業の振興など地域経済の活性化」が36.6%、「農林水産業の振興」が26.6%などとなっています。



- ① 高齢者や障害者などの福祉サービスの充実
- ② 企業の誘致や商工業の振興など地域経済の活性化
- ③ 農林水産業の振興
- ④ 地域保健体制や救急医療体制の充実
- ⑤ 合併町村を連絡する幹線道路の整備による交通利便性の向上
- ⑥ 児童福祉や子育て支援の充実
- ⑦ 学校教育・幼児教育の充実
- ⑧ 地域の資源を活かした特色ある観光ネットワークの形成など交流・観光施策の充実
- ⑨ 情報公開・住民参画の充実
- ⑩ 良好な住環境の形成、公営住宅や住宅団地の整備
- ⑪ ゴミ処理・リサイクルの体制や施設の整備充実
- ⑫ 公共交通(鉄道・バス)の維持充実
- ⑬ 生涯学習・文化振興施設の充実
- ⑭ 交通安全・防犯対策の充実
- ⑮ 公園・広場など憩いの場の整備充実
- ⑯ 地域防災対策の充実
- ⑰ 公共下水道等や公共交通網等の基盤の整備充実
- ⑱ 国際化の推進



### 重点施策 (町村別)

町村別にみると、1番目は3町村とも①「高齢者や障害者などの福祉サービスの充実」をあげており、2番目に、幕別町と忠類村は②「企業の誘致や商工業の振興など地域経済の活性化」、更別村は③「農林水産業の振興」、3番目は、幕別町は④「地域保健体制や救急医療体制の充実」、更別村は②の項目、忠類村は③の項目をあげています。その他には、幕別町で5番目に⑧「地域の資源を活かした特色ある観光ネットワークの形成など交流・観光施策の充実」を、更別村と忠類村は⑤「合併町村を連絡する幹線道路の整備による交通利便性の向上」をあげています。

# 小委員会報告

小委員会の会議等の状況についてお知らせします。

## 第1回新町名称候補選考及び 議会議員の定数任期小委員会

◇3月30日に幕別町で開催された小委員会では、次の項目について審議した旨、委員長報告がありました。

- (1)正・副委員長が次のとおり決定しました。  
委員長 本保 征喜（幕別町）  
副委員長 第1順位 杉坂 達男（忠類村）  
第2順位 渡辺 春雄（更別村）
- (2)新町名称候補の選考方法について  
決定された選考方法の主なものは次のとおり  
・協議会へ報告する名称候補は10点  
・3町村内に住む中学生以上を対象に公募  
・同一人の同一名称の応募は1点  
・公募期間は8月1日から1ヶ月間  
・名称には幕、更、忠、別、類の文字を用いない等の条件  
・周知方法は、応募はがきつきチラシを協議会だより折り込みのほか、ホームページ、広報などによる。  
・懸賞は、名付け親大賞、名付け親賞、優秀賞とし、大賞受賞者は協議会席上で表彰、新町誕生記念式典に招待
- (3)審議スケジュールについて  
・新町の名称候補選考については、公募期間終了後に候補の絞込みを10月下旬、協議会報告を11月上旬を目処とすることを確認した。  
・議会議員の定数任期については、小委員会審議と並行して3町村議会内でも協議を行うこととし、協議会報告を11月上旬を目処とすることを確認した。

## 第1回地域自治組織等小委員会

◇4月9日に幕別町で開催された小委員会では、次の項目について審議した旨、委員長報告がありました。

- (1)正・副委員長が次のとおり決定しました  
委員長 渡辺 春雄（更別村）  
副委員長 第1順位 多田 順一（幕別町）  
第2順位 杉坂 達男（忠類村）
- (2)地域自治組織等の概要について  
・市町村合併に関連して、制定及び改正されることとして国会提案されている法律案に盛り込まれている地域自治組織の概要について確認した。

## 第3回新町建設計画小委員会

◇3月26日に更別村で開催された小委員会では、次の項目について審議した旨、委員長報告がありました。

- ・小委員会の進め方
- ・第2回小委員会の経過報告
- ・新町将来構想の方向性
- ・住民アンケート調査結果の確認

## 協議会・小委員会の開催予定

### ◎第5回十勝中央合併協議会

平成16年5月21日(金) 午後2時開会予定 更別村社会福祉センター

### ◎第5回新町建設計画小委員会

平成16年5月10日(月)  
午後1時30分開会予定 忠類村コミュニティセンター

### ◎第2回地域自治組織等小委員会

平成16年5月21日(金)  
午前10時開会予定 更別村社会福祉センター

### ◎第6回新町建設計画小委員会

平成16年5月31日(月)  
時間未定 更別村社会福祉センター

※協議会・小委員会はどなたでも傍聴できます。  
※日程等は変更することがありますので、ご面倒でも事務局にご確認ください。 電話 0155-55-3222  
ホームページ <http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/>